

事 務 連 絡

平成 22 年 2 月 3 日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

建設業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）の別記様式等で規定しており、その内容は会社法、会社計算規則、企業会計基準等に準拠して定められている。

今般、平成 21 年 4 月等の会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）の改正、平成 19 年 12 月の「工事契約に関する会計基準」等の企業会計基準の策定・改正により、平成 22 年 4 月以降に提出する株式会社の計算書類の作成方法が変更される。これに伴い、平成 22 年 2 月 3 日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年国土交通省令第 2 号）及び建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年国土交通省告示第 55 号）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

今般の改正の内容については資料を別添のとおり送付するので、貴団体におかれては、貴団体傘下の建設業者への周知徹底方お願いする。

送付資料一覧

- | | |
|--|----------|
| ・ 概要紙「建設業法施行規則等の一部改正について」 | 【資料 1、2】 |
| ・ 概要紙「建設業法施行規則等の一部改正について」（詳細版） | |
| | 【 資料 3 】 |
| ・ 新旧対照表（省令） | 【 資料 4 】 |
| ・ 新旧対照表（告示） | 【 資料 5 】 |
| ・ 改正後の様式（別記様式第 15 号、第 16 号、第 17 号の 2、
第 18 号、第 19 号 | 【 資料 6 】 |

改正後の様式の電子データについては、国土交通省ホームページから入手できます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000086.html

（「国土交通省ホームページ」→クイックリンクから「建設産業・不動産業」を選択→「建設業の許可」を選択→「許可申請の手続き」）

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局建設業課

山田（内線：24734）

竹田（内線：24756）

建設業法施行規則等の改正について

1. 背景

建設業者が作成すべき財務諸表は、会社法、会社計算規則、企業会計基準等に準拠して、建設業法施行規則等で規定されている。今般、会社計算規則等の改正により、本年 4 月以降の株式会社の財務諸表の作成方法が変更されることを踏まえ、建設業者が作成すべき財務諸表についても所要の改正を行う。

2. 主な改正内容

(1) 建設業法施行規則の一部改正

① 貸借対照表（別記様式第15号）の見直し

- 「リース取引に関する会計基準」の改正により、実質的に割賦販売と同一視できるリース取引は、貸借対照表上で売買同様の処理を行うとされた。
⇒同会計基準の改正を踏まえ、貸借対照表の勘定科目として「リース資産」等を追加するとともに、所要の記載要領を追加。

② 注記表（別記様式第17号の2）の見直し

- 「会社計算規則」の改正により、金融商品、賃貸不動産については時価評価に関する注記を行うこととされた。
⇒同規則の改正を踏まえ、注記表に金融商品等の時価評価に関する注記の記載欄を追加するとともに、所要の記載要領を追加。

③ 用語の整理（別記様式第15号、第16号、第18号、第19号）

- 一般の会計慣行に合わせて、用語を形式的に整理（例 受取利息配当金→受取利息及び配当金）。

(2) 関連告示の一部改正

- 「工事契約に関する会計基準」の策定により、売上げ等の計上の原則が工事完成基準（工事完成時に売上等を計上）から工事進行基準（工事の進捗に応じて売上等を計上）に変更された。
⇒同会計基準の策定を踏まえ、「完成工事高」（＝売上げ）の勘定科目の定義を変更。

3. 今後のスケジュール

公 布 : 平成 22 年 2 月 3 日

施 行 : 平成 22 年 4 月 1 日

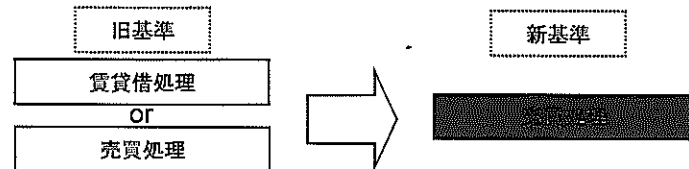
（注記表は、平成 21 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に関しては、従前の様式を使用することが可能）

1. 建設業法施行規則の改正(貸借対照表)

【「リース取引に関する会計基準」の改正】

ファイナンス・リース取引(※)について賃貸借処理(オフバランス)が廃止され売買処理(オンバランス)に統一

(※実質的に割賦販売と同一視できるリース取引)



【省令の改正】

貸借対照表に「リース資産」、「リース債務」の勘定科目を追加等

『(資産の部)

土地

リース資産

建設仮勘定

(負債の部)

短期借入金

リース債務

未払金 』

2. 建設業法施行規則の改正(注記表)

【会社計算規則第98条の改正】

価格変動リスクの大きい金融商品と賃貸等不動産については、保有状況や時価評価に関する記載を行うこととなった

【省令の改正】

注記表に金融商品、賃貸等不動産の時価評価等に関する記載欄を追加

『金融商品関係

(1)金融商品の状況

(2)金融商品の時価

賃貸等不動産関係

(1)賃貸等不動産の状況

(2)賃貸等不動産の時価 』

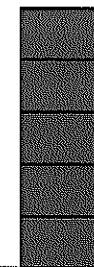
3. 関連告示の改正

【「工事契約に関する会計基準」の策定】

売上等の計上方法については、年度毎の工事進捗度を合理的に見積もれない場合を除き、工事完成基準(工事完成時に一括して売上等を計上)ではなく、工事進行基準(工事の進捗度に応じて売上等を計上)によることとされた

工事完成基準

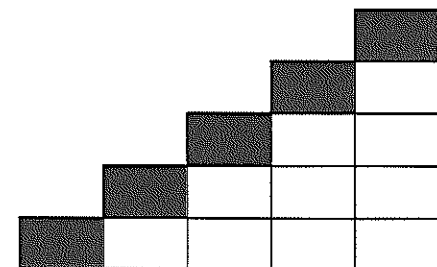
売上・費用・利益を完成した年に全てまとめて計上する。



1年目 2年目 3年目 4年目 5年目

工事進行基準

売上・費用・利益を工事の進捗に応じて計上する。



1年目 2年目 3年目 4年目 5年目

【告示の改正】

「完成工事高」(売上)の勘定科目の定義を変更

〈改正前の定義〉

『工事が完成し、その引渡しが完了したものについての最終総請負高及び長期の未成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額』

〈改正後の定義〉

『工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益計上する場合における最終総請負高』

4. 適用時期

平成22年4月1日以降に提出する書類について適用

(注記表は、平成21年4月1日より前に開始した事業年度に関しては、従前の様式を使用することが可能)

建設業法施行規則等の一部改正について

1. 背景

建設業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の別記様式等で規定しており、その内容は会社法、会社計算規則、企業会計基準等に準拠して定められています。

今般、平成21年4月等の会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正、平成19年12月の「工事契約に関する会計基準」等の企業会計基準の策定・改正により、平成22年4月以降に提出する株式会社の計算書類の作成方法が変更されることを踏まえ、建設業者が作成すべき計算書類の様式について所要の改正を行います。

2. 概要

（1）建設業法施行規則の一部改正

① 貸借対照表（別記様式第15号）の見直し

- ・ 「リース取引に関する会計基準」の改正を踏まえ、勘定科目として「リース資産」及び「リース債務」を追加するとともに、同会計基準に則した記載要領を追加します。

② 注記表（別記様式第17号の2）の見直し

- ・ 会社計算規則の改正を踏まえ、金融商品関係、賃貸等不動産関係の注記を追加するとともに、継続企業の前提に関する注記、関連当事者との取引に関する注記に関する記載要領を改めます。
- ・ 「工事契約に関する会計基準」の策定を踏まえ、同会計基準に則して収益及び費用の計上基準に関する記載要領を改めます。また、注記事項として「工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額」、「売上原価のうち工事損失引当金繰入額」を追加するとともに、同会計基準に則した記載要領を追加します。

③ 用語の整理（別記様式第15号、第16号、第18号、第19号関係）

- ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）及び一般的な会計慣行に合わせ、以下のとおり用語の整理を行います。

「〇〇〇計」（例えば、有形固定資産計） → 「〇〇〇合計」

「破産債権、更生債権等」 → 「破産更生債権等」

「受取利息配当金」 → 「受取利息及び配当金」 等

(2) 建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和59年建設省告示第1660号）の改正

① 貸借対照表関係の見直し

- ・ 「工事契約に関する会計基準」が策定され、工事契約の認識について、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積もることができる工事については工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用することとされました。これに対応し、勘定科目「流動資産 未成工事支出金」、「流動負債 未成工事受入金」、「流動負債 工事損失引当金」の定義を同会計基準に即したものに改めます。
- ・ 「リース取引に関する会計基準」の改正を踏まえ、新たに勘定科目として追加された「固定資産 リース資産」、「流動負債 リース債務」、「固定負債 リース債務」の定義を追加します。
- ・ 「財務諸表等規則ガイドライン」の改正を踏まえ、勘定科目「社債発行費」の定義に「新株予約券の発行等に係る費用」を追加します。

② 損益計算書関係の見直し

- ・ 「工事契約に関する会計基準」の策定を踏まえ、勘定科目「売上高 完成工事高」の定義について、同会計基準に則したものに改めます。
- ・ 「棚卸資産の評価に関する会計基準」が改正され、収益性の低下による棚卸資産の簿価切り下げについては、売上原価として処理することとされました。これに対応し、勘定科目「特別損失 その他」の定義を同会計基準に則したものに改めます。

③ 用語の整理

- ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び一般的な会計慣行に合わせ、以下のとおり用語の整理を行います。
「破産債権、更生債権等」 → 「破産更生債権等」
「受取利息配当金」 → 「受取利息及び配当金」 等

3. 今後のスケジュール

公	布	平成22年2月3日
施	行	平成22年4月1日

(注記表は、平成21年4月1日より前に開始した事業年度に関しては、従前の様式を使用することが可能)

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（太線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 貸 借 対 照 表	様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 貸 借 対 照 表
(略)	(略)
資 産 の 部	資 産 の 部
(略)	(略)
II 固 定 資 産	II 固 定 資 産
(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産
(略)	(略)
土 地	土 地
リース資産	(新設)
減価償却累計額	
(略)	(略)
その他	その他
(略)	(略)
有形固定資産合計	有形固定資産計
(2) 無形固定資産	(2) 無形固定資産
(略)	(略)
のれん	のれん
リース資産	(新設)
その他	その他
無形固定資産合計	無形固定資産計
(3) 投資その他の資産	(3) 投資その他の資産
(略)	(略)
破産更生債権等	破産債権、更生債権等
(略)	(略)
その他	その他

(略)	投資その他の資産合計	×××
(略)	負債の部	
I 流動負債		
(略)	短期借入金	×××
	リース債務	×××
(略)		
II 固定負債		
(略)	長期借入金	×××
	リース債務	×××
(略)		
記載要領		
1～4 (略)		
5	流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合には、科目の記載を要しない。	
6 (略)		
7	流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。	
8～14 (略)		
15	「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）	

(略)	投資その他の資産計	×××
(略)	負債の部	
I 流動負債		
(略)	短期借入金	×××
(新設)		
(略)		
II 固定負債		
(略)	長期借入金	×××
(新設)		
(略)		
記載要領		
1～4 (略)		
5	「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合には、科目の記載を要しない。	
6 (略)		
7	「流動資産」の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。「投資その他の資産」の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する「親会社株式」についても同様に、「投資その他の資産」に「親会社株式」の科目をもって記載すること。	
8～14 (略)		
(新設)		

。)に含めて記載することができる。

16～21 (略)

様式第十六号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

損 益 計 算 書

(略)

IV 営 業 外 収 益

受取利息及び配当金

×××

(略)

記載要領

1～4 (略)

5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7～9 (略)

10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合には、科目の記載を要しない。

11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。

12・13 (略)

(略)

様式第十七号の二 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

注 記 表

(略)

15～20 (略)

様式第十六号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

損 益 計 算 書

(略)

IV 営 業 外 収 益

受取利息配当金

×××

(略)

記載要領

1～4 (略)

5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7～9 (略)

10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合には、科目の記載を要しない。

11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。

12・13 (略)

(略)

様式第十七号の二 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

注 記 表

(略)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 (略)
- 3 貸借対照表関係
 - (1)～(5) (略)
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 4 損益計算書関係
 - (1) (略)
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) (略)
 - (6) (略)
- 5～7 (略)
- 8 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等
- 9 賃貸等不動産関係
 - (1) 賃貸等不動産の状況
 - (2) 賃貸等不動産の時価
- 10～14 (略)

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社		持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし	
		公開会社 株式譲渡 制限会社	

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 (略)
- 3 貸借対照表関係
 - (1)～(5) (略)
- (新設)
- 4 損益計算書関係
 - (1) (略)
 - (2) 「売上高」のうち関係会社に対する部分
 - (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
- (新設)
- (4) (略)
- (5) (略)
- 5～7 (略)
- (新設)
- (新設)
- 8～12 (略)

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社		持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし	
		公開会社	

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2～7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 金融商品関係	○	○	×	×
9 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
10 関連当事者との取引	○	○	×	×
11 一株当たり情報	○	○	×	×
12 重要な後発事象	○	○	×	×
13 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
14 その他	○	○	○	○

2～5 (略)

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、以下の要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善

1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×	×
2～7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				
(新設)				
8 関連当事者との取引	○	○	×	×
9 一株当たり情報	○	○	×	×
10 重要な後発事象	○	○	×	×
11 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
12 その他	○	○	○	○

2～5 (略)

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、以下の要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在す

するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。

(5) (略)

注3

(1)～(5) (略)

- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する

注4～注7 (略)

注8 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注9 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

る場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載する。

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

(新設)

(5) (略)

注3

(1)～(5) (略)

(新設)

注4～注7 (略)

(新設)

(新設)

注10 「関連当事者」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

（削る）

①～③ （略）

注13 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注14 注1から注13に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸 借 対 照 表

（略）

資 産 の 部

（略）

Ⅱ 固 定 資 産

（略）

破産更生債権等

××

（略）

記載要領

1～4 （略）

5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6～9 （略）

注8 「関連当事者」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。重要性の乏しい取引については記載を要しない。

① 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。

①～③ （略）

注11 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注12 注1から注11に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸 借 対 照 表

（略）

資 産 の 部

（略）

Ⅱ 固 定 資 産

（略）

破産債権、更生債権等

××

（略）

記載要領

1～4 （略）

5 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6～9 （略）

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

損 益 計 算 書

（略）

IV 営業外収益

受取利息及び配当金

××

（略）

注 工事進行基準による完成工事高

記載要領

1～5 （略）

6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7 （略）

8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

損 益 計 算 書

（略）

IV 営業外収益

受取利息配当金

××

（略）

注 工事進行基準による「完成工事高」

記載要領

1～5 （略）

6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7 （略）

8 注は、工事進行基準による完成工事高が完成工事高の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

○建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和五十七年建設省告示第千六百六十号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
貸 借 対 照 表		貸 借 対 照 表	
科 目	摘 要	科 目	摘 要
〔資産の部〕		〔資産の部〕	
I 流動資産		I 流動資産	
（略）	（略）	（略）	（略）
未成工事支出金	<u>完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等</u>	未成工事支出金	<u>引渡しを完了していない工事に要した工事費並びに材料購入、外注のための前渡金、手付金等</u> <u>。ただし、長期の未成工事に要した工事費で工事進行基準によつて完成工事原価に含めたものを除く。</u>
（略）	（略）	（略）	（略）
II 固定資産		II 固定資産	
（1）有形固定資産		（1）有形固定資産	
（略）	（略）	（略）	（略）

土地	自家用の土地
<u>リース資産</u>	<u>ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。</u>
(略)	(略)
(2) 無形固定資産	
(略)	(略)
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
<u>リース資産</u>	<u>ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。</u>
(略)	(略)
(3) 投資その他の資産	

土地	自家用の土地
(新設)	
(略)	(略)
(2) 無形固定資産	
(略)	(略)
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
(新設)	
(略)	(略)
(3) 投資その他の資産	(略)

	(略)	(略)
	破産更生債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
	長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、 <u>前払賃借料</u> 等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
	(略)	(略)
III	繰延資産	
	(略)	(略)
	社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用 <u>(新株予約権の発行等に係る費用を含む。)</u>
	(略)	(略)
	[負債の部]	
I	流動負債	

	(略)	(略)
	<u>破産債権、更生債権等</u>	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
	長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、 <u>前払賃貸料</u> 等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
	(略)	(略)
III	繰延資産	
	(略)	(略)
	社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用
	(略)	(略)
	[負債の部]	
I	流動負債	

(略)	(略)
短期借入金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む。）
リース債務	<u>ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの</u>
(略)	(略)
未成工事受入金	<u>請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの</u>
(略)	(略)
・・・引当金	<u>修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。）</u>
(略)	(略)
完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金

(略)	(略)
短期借入金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む。）
(新設)	
(略)	(略)
未成工事受入金	<u>引渡しを完了していない工事についての請負代金の受入高。ただし、長期の未成工事の受入金で工事進行基準によつて完成工事高に含めたものを除く。</u>
(略)	(略)
・・・引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。）
(略)	(略)
完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金

<u>工事損失引当金</u>	<u>工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金</u>
(略)	(略)
(略)	
II 固定負債	
社債	会社法（平成18年法律第86号）第2条第23号の規定によるもの（償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。）
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
<u>リース債務</u>	<u>ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの</u>
(略)	(略)
(略)	(略)

損 益 計 算 書

科 目	摘 要
I 売上高	

(新設)	
(略)	(略)
(略)	(略)
II 固定負債	
社債	会社法（平成18年法律第86号）第2条第23号の規定によるもの（償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債の部に記載すること。）
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
(新設)	
(略)	(略)
(略)	(略)

損 益 計 算 書

科 目	摘 要
I 売上高	

完成工事高	<u>工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。）</u>。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
(略)	(略)
IV 営業外収益	
<u>受取利息及び配当金</u>	(略)
(略)	(略)
受取配当金	<u>受取利息及び配当金</u> 以外の営業外収益で次のものをいう。
(略)	(略)
(略)	(略)

完成工事高	<u>工事が完成し、その引渡しが完了したものについての最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）及び長期の未成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額</u>。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
(略)	(略)
IV一営業外収益	
<u>受取利息配当金</u>	(略)
(略)	(略)
受取配当金	<u>受取利息配当金</u> 以外の営業外収益で次のものをいう。
(略)	(略)
(略)	(略)

Ⅶ 特別損失	
(略)	(略)
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

科 目	摘 要
(略)	(略)
経費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
(略)	(略)

Ⅶ 特別損失	
(略)	(略)
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、 <u>異常な原因によるたな卸資産評価損</u> 、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

科 目	摘 要
(略)	(略)
経費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等 <u>のもの</u>
(略)	(略)

資料6

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日 現在

(会社名) _____

資 産 の 部

I 流 動 資 産

千円

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
短期貸付金	
前払費用	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計	

II 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	
減価償却累計額	△
機械・運搬具	
減価償却累計額	△
工具器具・備品	
減価償却累計額	△
土地	
リース資産	
減価償却累計額	△
建設仮勘定	
その他	
減価償却累計額	△
有形固定資産合計	

(2) 無形固定資産

特許権	
借地権	
のれん	

リース資産
その他
無形固定資産合計

(3) 投資その他の資産
投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産更生債権等
長期前払費用
繰延税金資産
その他
貸倒引当金
投資その他の資産合計
固定資産合計

Ⅲ 繰延資産
創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
開発費
繰延資産合計
資産合計

負債の部

Ⅰ 流動負債
支払手形
工事未払金
短期借入金
リース債務
未払金
未払費用
未払法人税等
繰延税金負債
未成工事受入金
預り金
前受収益
.....引当金
その他
流動負債合計

II 固定負債

社債

長期借入金

リース債務

繰延税金負債

引当金

負ののれん

その他

固定負債合計

負債合計

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金

(2) 新株式申込証拠金

(3) 資本剰余金

資本準備金

その他資本剰余金

資本剰余金合計

(4) 利益剰余金

利益準備金

その他利益剰余金

準備金

積立金

繰越利益剰余金

利益剰余金合計

(5) 自己株式

(6) 自己株式申込証拠金

株主資本合計

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金

(2) 繰延ヘッジ損益

(3) 土地再評価差額金

評価・換算差額等合計

III 新株予約権

純資産合計

負債純資産合計

△

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の1以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の1以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資

金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。

- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名)

I 売 上 高 千円

完成工事高

兼業事業売上高

II 売 上 原 価

完成工事原価

兼業事業売上原価

売上総利益 (売上総損失)

完成工事総利益 (完成工事総損失)

兼業事業総利益 (兼業事業総損失)

III 販売費及び一般管理費

役員報酬

従業員給料手当

退職金

法定福利費

福利厚生費

修繕維持費

事務用品費

通信交通費

動力用水光熱費

調査研究費

広告宣伝費

貸倒引当金繰入額

貸倒損失

交際費

寄付金

地代家賃

減価償却費

開発費償却

租税公課

保険料

雑 費

営業利益 (営業損失)

IV 営業外収益

受取利息及び配当金

その他

.....

.....

V 営業外費用

支払利息

貸倒引当金繰入額

貸倒損失

その他

経常利益（経常損失）

.....
.....
.....

.....

VI 特別利益

前期損益修正益

その他

.....

.....

VII 特別損失

前期損益修正損

その他

税引前当期純利益（税引前当期純損失）

法人税、住民税及び事業税

法人税等調整額

当期純利益（当期純損失）

.....

.....

.....

=====

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。

- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。

ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。

- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名)

千円

I	材 料 費	
II	労 務 費	
	(うち労務外注費	)
III	外 注 費	
IV	経 費	
	(うち人件費	)

完成工事原価

=====

注	記	表
自 平成	年	月 日
至 平成	年	月 日

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 4 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 5 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 6 税効果会計
- 7 リースにより使用する固定資産

8 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

9 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

10 関連当事者との取引

取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

11 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

12 重要な後発事象

13 連結配当規制適用の有無

14 その他

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 貸借対照表関係	○	○	×	×
4 損益計算書関係	○	○	×	×
5 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
6 税効果会計	○	○	×	×
7 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
8 金融商品関係	○	○	×	×
9 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
10 関連当事者との取引	○	○	×	×
11 一株当たり情報	○	○	×	×
12 重要な後発事象	○	○	×	×
13 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
14 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○…記載要、×…記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注9を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、以下の要領に従つて記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変

更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。

(2) 保証債務、手形遡及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載する。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4) 総額を記載するものとし、取締役、執行役、会計参与又は監査役別の金額は記載することを要しない。

(5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

(6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注4

(1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。

(2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注5

(3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注6 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注8 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注9 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注10 「関連当事者」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

注13 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注14 注1から注13に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

貸借対照表

平成 年 月 日 現在

商号又は名称 _____

資 産 の 部

I 流 動 資 産	千円
現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計	
II 固 定 資 産	
建物・構築物	
機械・運搬具	
工具器具・備品	
土地	
建設仮勘定	
破産更生債権等	
その他	
固定資産合計	
資産合計	

負 債 の 部

I 流 動 負 債	
支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
未払金	
未成工事受入金	
預り金	
..... 引当金	
その他	
流動負債合計	

Ⅱ 固 定 負 債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

.....

=====

純 資 産 の 部

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

.....

.....

△

.....

=====

=====

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
 - 期首資本金——前期末の資本合計
 - 事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
 - 事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
 - 事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
 - ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

商号又は名称

千円

I 完成工事高

II 完成工事原価

材料費

労務費

(うち労務外注費)

外注費

経費

完成工事総利益 (完成工事総損失)

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当

退職金

法定福利費

福利厚生費

維持修繕費

事務用品費

通信交通費

動力用水光熱費

広告宣伝費

交際費

寄付金

地代家賃

減価償却費

租税公課

保険料

雑 費

営業利益 (営業損失)

IV 営業外収益

受取利息及び配当金

その他

V 営業外費用

支払利息

その他

事業主利益 (事業主損失)

注 工事進行基準による完成工事高

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。